



「モルデカイの会」のニュースレター

2011年12月号No.3 [モルデカイの会 事務局](http://front@mordecai.jp) (front@mordecai.jp)

東京都台東区東上野4-26-6 上野ビル7F



今年1年をふりかえって

「モルデカイの会」代表 加藤光一



「モルデカイの会」を通して、セクハラ裁判、パワハラ裁判を提訴した原告の方々に支援していただいているみなさまには、心から感謝申し上げます。今回は、2011年のできごとについてお知らせするとともに、セクハラ裁判原告のAさんとDさんからの便りを掲載しました。

刑事裁判の終結

2011年5月20日、水戸地裁土浦支部（神田大助裁判長）は、準強姦被告事件の被告人卞在昌宣教師に対して無罪判決を言い渡し、水戸地方検察庁が控訴を断念した結果、判決が確定しました。私たちは、この判決をきわめて残念な結果だと考えています。特に、今回の刑事裁判は民事裁判を提訴している複数の原告に対する反復常習的なセクハラ行為の中で、特に深刻な「準強姦」事件に限っての裁判でしたが、この判決では「被害者証言が確たる信用性を備えている」とは言い難い。」として被害の認定に至らず、有罪の実刑判決が得られなかったことで、被害者の人権が守られなかったことが残念です。この事件によって受けた被害者の心の傷も癒されることがありません。公判の際に傍聴整理券を求めて裁判所前に並んでくださり、あるいは背後の祈りで支えてくださった支援者のお一人おひとりに、あらためて感謝申し上げます。

新たな民事裁判のはじまり（名誉棄損による損害賠償請求事件で提訴される）

2011年5月30日、宗教法人「小牧者訓練会」の代表者卞在昌および宗教法人「小牧者訓練会」が9名（セクハラ民事裁判原告4名、パワハラ民事裁判原告1名、キリスト聖協団練馬グレースチャペル牧師・小笠原孝、東京サラン教会牧師・坂本兵部、モルテガイの会代表・加藤光一、Faith of Esther代表・毛利陽子）を相手に、名誉毀損、不当訴訟、虚偽告訴による損害賠償請求事件を東京地方裁判所に提訴しました。卞在昌と宗教法人「小牧者訓練会」は、それぞれに対する5,000万円（合計1億円）の損害賠償を請求しています（これを、以下、名誉毀損事件と呼びます）。

一方で、8月末にはクリスチャン弁護士を名乗るS弁護士から名誉毀損事件の当方当事者に、直接連絡があり、「卞在昌宣教師から依頼されて、和解のための話し合いをしたい。自分は一連の裁判について理解しており、それぞれの訴訟代理人の存在も認識しているが、弁護士としてではなく、いちクリスチャンとしてあなたとお話したい」との申し入れがありました。本来、S弁護士が訴訟代理人の存在を無視してこのような形で訴訟当事者に個別の接触を試みることは、弁護士としての重大なルール違反に相当することです。申し入れの内容は、神の前での真の悔い改め、謝罪、償いを意味する聖書的な「和解」ではなく、双方が民事裁判の取り下げをする意味での「和解」ができないだろうかというものでした。見せかけの和解をして双方が裁判を取り下げようという姑息な申し入れであると判断したわたくしたちはこれを拒否して、当方の訴訟代理人を通して相手側の訴訟代理人へこの事実を伝えました。その多くが一度は籍を置いた教団から、逆に名誉毀損で訴えられたわたくしたちですが、この事件の真相を明らかにするために、全員が一致して名誉毀損事件の裁判を受けて立つことにいたしました。

民事裁判のこれから



東京地裁(東京都千代田区霞ヶ関)で争われている民事裁判(セクハラ裁判およびパワハラ裁判)では、卞在昌宣教師は徹底的に争う姿勢を見せています。これらに加えて、今年6月からは上記の9名に対する名誉毀損事件が併合され、同時並行で同じ裁判官(3名)の担当のもとに、非公開のまま尋問に向けた争点整理(裁判の準備)が進められております。名誉毀損裁判では、わたくしたちは卞在昌宣教師に対して論点を明らかにするよう求めています。今のところ、2012年前半にあと2回の尋問に向けた弁論手続き(争点整理)が予定されており、その後、論点が整理されて、セクハラ裁判、パワハラ裁判、および名誉毀損裁判の証人尋問(公開)が、同一の法廷で開始されることとなります。

証人尋問が開始されれば、支援者の方々に東京地裁の法廷まで足をお運びいただきたいと願っております。国際福音キリスト教団・代表牧師会は、教団のホームページ上で、今回の刑事事件の判決をもって卞在昌宣教師が「無実・無罪」であると主張しています。これに対してわたくしたちは、卞在昌宣教師の起こした数々の事件はまだ終わっていないこと、その解決はこれからであることをあらためて主張してゆきます。今後、東京地裁での民事裁判に舞台を移して、事件を起こした宗教法人小牧者訓練会・国際福音キリスト教団の内包する問題点を含めて、一連の事件の全貌が明らかにされます。

わたくしたちは、卞在昌宣教師が自らの罪を認め、心底からの悔い改めと謝罪に加えて日本の法律に従って償うことを求めます。そのことこそが、被害を受けて長い間苦しんで来られた多くの被害者やご家族の方々の癒しと権利の回復につながると考えています。私たちは、これら民事裁判の法廷において最終的に被害者たちの救済が実現し、その中で神の義が明らかにされて行くことを期待し信じるものです。続けて、みなさまのさらなるご支援をお願い申し上げます。

セクハラ民事裁判・原告 A さんからのお便り



主の御名をほめたたえます。早いもので裁判が始まってから約2年半の時間が過ぎました。今日に至るまでの道のりは短いようで長く、振り返ると様々な思いが込み上げてきます。特に刑事裁判での無罪という判決については、本当に言葉にできない程、悲しく悔しい気持ちでいっぱいです。背を向けたい過去と向き合うだけでなく、公の場に立って証言するということは想像以上に精神的につらく苦しく、何度もプレッシャーに押し潰されそうになりました。それでも、こんなに小さく弱い私が立っていられたのは、共に戦ってくださる兄弟姉妹の祈りと励ましがあったからです。私はひとりではないということを心の底から

実感し、どんな恐れをも乗り越えることができました。本当に皆様のお祈りとご支援に心から感謝します。刑事裁判では残念な結果となりましたが、私の心には希望があります。それは聖書の御言葉を信じているからです。「彼に信頼する者は、失望させられることがない。」ローマ 10:11

「この希望は失望に終わることがありません。なぜなら、私たちに与えられた聖霊によって、神の愛が私たちの心に注がれているからです。」ローマ 5:5

今年5月末には、私たちを支援してくださっている4名の方と原告団5名が、相手側から名

名誉毀損で提訴されました。本当に心が痛いです。これから進もうとする道には、様々な困難が待ち受けていることを実感しました。しかし、この戦いを始められたのは神様です。義なる神様が必ずご自身の義を私たちにを見せてくださることを、闇を光で照らしてくださることを心から信じます。これからも恐れることなく神様と、そして支援して下さる皆様と共に、前に向かって一歩ずつ進んでいきたいと思ひます。神様の愛によって一致が与えられ、さらに雄雄しく強く歩んでいけるよう、続けてお祈りとご支援をどうぞよろしくお願い致します。

セクハラ民事裁判・原告Dさんからの便り

刑事裁判は無罪判決という悔しい結果に終わりました。民事裁判が継続されている現在も、この戦いが主の戦いであり、必ず主の義と栄光が現されるといふ私達の確信は変わりません。

平成20年に私達が警察に被害を届け出た時に、担当の刑事さんは「あなたの言っていることが嘘ではないことはよくわかります。でも刑事事件として立件するという事は、僕の経験からして本当に難しいことです。」と仰っていました。その後刑事事件が立件され、いよいよ刑事裁判が始まったときには、主は生きて働いておられると思ひました。



今年5月に刑事裁判での無罪判決を聞き、最初は「主よ！どうしてですか！」と失望する気持ちになりましたが、祈っていく中で主が語って下さり、この判決に主も私達と共に怒り、悲しんでおられる事がわかりました。哀歌3章25節からのみことばで慰めと励ましをいただきました。特に3章34節からの「地上のすべての捕らわれ人を足の下に踏みにじり、



人の権利をいと高さ方の前で曲げ、人がそのさばきをゆがめることを主は見えておられないだろうか。」の箇所です。

主は日本の行政や裁判機関においてご自身の正義が成されない事、それによって弱者が苦しみ虐げられるのを、いつまでも放っておかれる事はないと思ひます。生ける神の手の中に陥ることは恐ろしいことです。相手側は私達セクハラ、パワハラ民事裁判の原告だけでなく、支援会の方々までも名誉毀損で訴えてきました。私達原告を常日頃から支え、助けて下さってきた方々までも訴えるなんて！被告は罪の悔い改めがないのは勿論、神様の哀れみもわからなくなっているのだと思ひます。かつては尊敬し全てを賭けて従事した教会の牧師の本性が、ここまで腐敗した者であったのを改めて知り、長年騙されていた事に悔やんでも悔やみきれない思ひです。日常生活においても様々な試練がありますが、皆様のお力添えにより私達はここまで来る事ができました。戦いはこれからも続きます。尚一層お祈りして下さると幸いです。民事裁判でも今までと同様、私達はあるがままで主に従い、戦って参ります。主の御手にすべてを委ねつつ。



最近の民事裁判の状況:(詳細は、本会ホームページ(<http://www.mordecai.jp/>)
をご覧ください。)

セクハラ、パワハラ事件に加えて、2011年6月から名誉毀損事件が併合され、これら3件の民事裁判が東京地裁の同一の裁判官(3名)により、同時並行で進められています。

2011年1月17日 第8回弁論準備手続期日(非公開)
2011年3月22日 第9回弁論準備手続期日(非公開)
2011年5月13日 第10回弁論準備手続期日(非公開)
2011年6月28日 第11回弁論準備手続期日(非公開)以降、名誉毀損事件併合。あわせて審理。
2011年10月31日 第12回弁論準備手続期日(非公開)
2011年12月19日 第13回弁論準備手続期日(非公開)

1月—12月会計報告

裁判の当事者(セクハラ原告、パワハラ原告、名誉毀損被告)による拠出金とみなさまからの支援金(募金)とをあわせた2011年の月別の収入を、感謝をもってご報告いたします。

1月 50,000円、2月 20,000円、3月 33,920円、4月 20,000円、
5月 240,000円、6月 269,117円、7月 1,428,000円、8月 20,000円、
9月 3,213,000円、10月 20,000円、11月 20,000円、12月 150,000円
2011年1月—12月 合計 5,484,037円 (累計額 12,407,012円)

経済的支援のお願い

私たちは、これからも被害者を支援し、原告に加えて名誉毀損で訴えられた人たちを含めて、今後の裁判で勝訴を得るために戦って参ります。同時に、信仰をもってこれらの活動を金銭的に支援する人々も必要です。聖霊に心動かされる方々が、それぞれの信仰によって金銭面で助けて下さることを、お願い申し上げます。刑事・民事両方の裁判の第一審判決までの費用(裁判費用、弁護士費用など)として(セクハラ民事裁判、パワハラ民事裁判、名誉毀損裁判をあわせて)最終的に約2,000万円前後を見込んでおり、現在までにそのほぼ60%が満たされています。ご賛同いただきご支援いただける方は、下記の口座にお振り込みいただくか、メールにてお問い合わせください。よろしくお願いいたします。



※郵便口座

記号： 00120-0-488435

名義： 「モルデカイの会」

※銀行からは、

銀行名： ゆうちょ、店名：〇一九
(ゼロイチキュウ)

<当座> 口座番号： 0488435

お問い合わせ： [モルデカイの会 事務局](mailto:front@mordecai.jp)

(front@mordecai.jp)